

2019 Fusion Coin SUPER CAR RACE

Sporting Regulations

(Fusion Coin SUPER CAR RACE – SpR)

目 次

第1章 総 則

第1条	シリーズタイトル	4
第2条	レースの走行時間	4
第3条	適用規則	4
第4条	競技参加者	4
第5条	参加登録	5
第6条	シリーズ戦の成立	5

第2章 競技に関する基準規則

第7条	参加車両	6
第8条	排気音量	7
第9条	タイヤ	7
第10条	燃 料	7
第11条	競技参加者及びドライバー	7
第12条	ドライバーの変更	8
第13条	競技車両の変更	9
第14条	競技参加者及びドライバーの遵守事項	9
第15条	保 険	10
第16条	書類検査	10
第17条	競技車両検査	11
第18条	プラクティスセッション(公式予選等)	12
第19条	ブリーフィング	13
第20条	ポールポジション及びスターティンググリッド	13
第21条	スタート	14
第22条	一般安全規定	14
第23条	ドライブ行為の規律及びインシデント	16
第24条	信号表示	16
第25条	ピットイン及びピットアウト	16

第 26 条	ピットインによる停止時間	17
第 27 条	ピット作業	17
第 28 条	ドライバーの交替	18
第 29 条	レースの中断及びレースの再開	18
第 30 条	セーフティカー	18
第 31 条	レース終了	19
第 32 条	車両保管	19
第 33 条	順位認定の必要条件	19
第 34 条	賞の授与	20
第 35 条	得点の授与	20
第 36 条	賞金の授与	20
第 37 条	シリーズタイトル保持者の認定	20
第 38 条	競技参加者に対する指示及び公報	21
第 39 条	規則の適用	21
第 40 条	罰 則	21
第 41 条	抗議及び控訴	23
第 42 条	ハンディキャップ制度	23
第 43 条	性能調整	25
第 44 条	広告スペース	25
第 45 条	規則の変更	25

第3章 付 則

付則 1「Fusion Coin SUPER CAR RACE 技術規則」

1. 1 クラス 車両技術規則	26
第 1 項: 定義	26
1.5) レーシング重量	
第 2 項: 規則	26
2.3) 参加資格のある車両	
2.3.1) 以下の条件を満たす車両	
2.8) データー記録	
第 3 項: 車体	26
3.3) 空力学的装置	
第 4 項: 重量	26
4.1) 最低重量	
第 5 項: エンジン	26
5.2) 吸気システム	

第 6 項: 燃料システム、燃料補給	27
6.1) 競技期間中の燃料補給	
第 10 項: アクスル、サスペンション、及びステアリング	27
10.1) 車高	
第 11 項: 制動装置	27
第 12 項: ホイール及びタイヤ	27
* 寸法	
* 公認ホイール以外のホイールの使用	
* タイヤ	
第 13 項: コックピット	27
13.1) コックピット内に認められる装備	
第 16 項: 燃料	28
16.1) 燃料の使用	
2. 2 クラス車両技術規則	28
3. 3 クラス車両技術規則	28
4. 4 クラス車両技術規則	29
付則 2.「決勝レース中のセーフティカー(SC という)運用規定」	30
付則 3.「赤旗によるレースの中断及びレースの再開」	32

第 1 章 総 則

第 1 条 シリーズタイトル

Fusion Coin SUPER CAR RACE は、日本自動車連盟（JAF と称す）公認国内競技として年間 2 大会迄とし 1 クラス、2 クラス、3 クラス、4 クラス 4 つの部門(クラス)で構成される。

タイトルは、1、2、3、4 クラスそれぞれのドライバーに懸けられる。

第 2 条 レースの走行時間

1. 本シリーズ競技会は 1 大会 2 レース迄とし、それぞれの走行時間は、40 分間以内に定める時間を超えた後に先頭車両がフィニッシュラインを通過する迄とする。

レース数、競技時間は各競技会特別規則に規定される。

2. 競技会審査委員会は、保安もしくは不可抗力のため、レースがスタートする前迄に当初のレース時間を短縮することが出来、短縮されたレース時間が前項に定める走行時間に満たない場合でもレース成立とし、Fusion Coin SUPER CAR RACE として認定される。

又、赤旗による中断後再開できずレース時間を短縮して終了しなければならない場合も同様に処置することが出来る。

3. 本規則でいう「レース時間」は第 2 条 1. に定める当初のレース時間(レースがスタートする迄に短縮された場合には、その短縮された時間)を指すものとする。

第 3 条 適用規則

本シリーズ競技会には下記の諸規則、規定が適用される。

- FIA 国際モータースポーツ競技規則及びその付則(以下、「FIA 国際競技規則」という)
- JAF 国内競技規則及びその付則
- 本シリーズ Fusion Coin SUPER CAR RACE Sporting Regulations 及び SCR 事務局(以下「Fusion Coin SCR」という)発行のブルテン(Fusion Coin SUPER CAR RACE ブルテン)
- 競技会特別規則
- 各サーキット競技規則

第 4 条 競技参加者

1. 本シリーズ戦に係わる全ての個人、団体並びに組織は前記第 3 条に記された全ての規則、規定を遵守することを条件に Fusion Coin SUPER CAR RACE 競技会に参加することが許される。又、レース大会の運営、スポンサー契約に関わる法人、個

人を含む組織/レース委員会、その役員、使用人、代表者、及び代理人に対し、その経緯如何を問わず、エントラント、ドライバー、メカニック、チーム要員(該当する場合)が被るレース大会への参加、或いはレース大会への移動に起因、又はこれに関連して発生する死亡、負傷、人的又は物的損失、損害、遅延等について発生する一切の訴訟、申立て、費用、経費並びに要求を、係る事態が上記団体、その役員、使用人、代表者或いは代理人による過失が寄与、起因して発生した場合であっても免責とし且つ補償することを誓約しなければならない。

2. 競技参加者は、自身のエントリーに関わるその他関係者が、本レース大会に関する全事項について唯一の裁定権が組織委員会に帰属することを認識、了解し且つ何れの者も司法、民事、又は商法上異議申し立てをしないことを、誓約しなければならない。
3. 競技参加者は、ドライバーがエントリーした大会に適した能力を有すること、ドライバーが大会開催時に障害を負っている場合は、ドライバーがコースを走行する前に同障害について審査委員会に報告すること、又エントリー車両が、コース走行及び到達速度に関し、大会に適したものであり、且つエントラント、ドライバー及びチーム要員は自らの責任でコース及び付帯施設に立ち入り又使用することを、誓約しなければならない。

第5条 参加登録

1. 本シリーズ戦に参加する全ての競技参加者は、参加申込を、レース開催日の2カ月前迄に指定された様式と方法に従い参加登録料、及びその他の書類を添えて Fusion Coin SCR に参加登録申請を行わなければならない。
2. 当該登録申請に基づき、各参加車両の競技車両番号(ゼッケン)が決定される。
3. シーズンを通じて同一の競技車両番号(ゼッケン)を有する車両単位に2名迄ドライバーを本規則第11条 競技参加者及びドライバーの規定に従って申請しなければならない。
4. Fusion Coin SCR は、競技会参加登録を大会開催の30日前迄にオーガナイザーに一括で行う。参加登録申込時に T.B.N としていたドライバーの登録は、当該競技会の21日前迄に Fusion Coin SCR 及び大会事務局長宛に書面で提出しなければならない。
5. 競技会組織委員会が、参加を拒否する場合は、速やかにその理由を付して Fusion Coin SCR に報告しなければならない。

第6条 シリーズ戦の成立

1. 競技会終了後、その競技会がシリーズ競技会としての要件を満たさなかったと判断された場合には、Fusion Coin SCR は当該競技会のシリーズ戦タイトルを取り消す場合がある。

第 2 章 競技に関する基準規則

第 7 条 参加車両

1. 参加車両

Fusion Coin SCR が定めた Fusion Coin SUPER CAR RACE 車両規則に合致した車両。

1) 1 クラス

2019 年 FIA 国際競技規定付則 J 項 257A(カップグランドツーリングカー (グループ GT3) に対する技術規定)」(以下、「FIA GT3 車両規定」という。)及び付則 1. Fusion Coin SUPER CAR RACE 技術規則に従った FIA GT3 公認車両。

2) 2 クラス

Fusion Coin SCR が認めた以下の車両で、付則 1. Fusion Coin SUPER CAR RACE 技術規則に従い、原則として公認書、又は技術フォームを提示出来る車両。

【Fusion Coin SCR が認めた以下の区分の車両】

車名	形式	資格
Porsche	911GT3 CUP	991、997、996
	911GT3 RSR	996、997 FIA GT2
Ferrari	488、458、430、360	Challenge
Aston Martin	V8 VANTAGE	FIA GT2
Lamborghini	Hulacan、GALLARDO	SUPER Trofeo
NISSAN GT-R	Club Track edition	
その他	SCR による承認車	インポートメーカー車

3) 3 クラス (GT4/TCR)

付則 1. Fusion Coin SUPER CAR RACE 技術規則 4. 3 クラス規定に従った Fusion Coin SCR が認める車両。(インポートメーカー車両を含む)

4) 4 クラス (MINI CHALLENGE/N1)

付則 1. Fusion Coin SUPER CAR RACE 技術規則 4. 4 クラス規定に従った Fusion Coin SCR が認める車両。(インポートメーカー車両を含む)

2. 車両の銘柄とは、公認書又はこれに代わる書類に記載された「通称名(製造社名を含む)－ 型式とモデル」とする。

3. 統一解釈:

本シリーズ戦に参加する全ての競技車両に関する技術的解釈は Fusion Coin SCR が行う。

4. 本シリーズ戦レースは 4 部門の混走とする。

5. 競技参加者は競技参加に当り車両公認書及び Fusion Coin SCR が指定した書類を

所持していなければならない。

6. 予備競技車両、又はスペアカー等の使用は認められない

第8条 排気音量

1. 全ての競技車両は、2019年 JAF 国内競技車両規則付則「レース車両の排気音測定に関する指導要綱」に準拠し、2019年 FIA 国際競技規定付則 J 項 257A 条 5.3) 排気 に従った規制値以下を維持し、必要な場合は消音器を取り付けなければならない。
2. 消音器は競技会期間中(競技車両保管終了まで)、正規の機能を保持していなければならない。
3. 音量の検査は競技会技術委員により上記排気音量規制に従って行われる。

第9条 タイヤ

1. ドライタイヤは、Fusion Coin SCR が指定するタイヤメーカーにより供給されるタイヤのみとし、その数は自由とする。
2. ウェットタイヤは決勝レースを除き、各々の公式予選及びフリー走行(プラクティスセッション)において路面がウェット状態であると競技長が宣言した時のみ使用可能となる。
3. ウェットタイヤは、Fusion Coin SCR が指定するタイヤメーカーにより供給されるタイヤのみとし、その数は、自由とする。
4. 競技会期間中、機材等を用いてタイヤを意図的に加熱、保温することは禁止される。

第10条 燃料

1. 本シリーズに使用される燃料は一般市販の無鉛ガソリンとし、オクタン価は最高102RON 迄とする。
2. オーガナイザーは、上記 1. に規定されるガソリン燃料について指定しなければならない。その燃料の性状表は、競技会特別規則書に明記すること。競技参加者は、指定された燃料から1銘柄のみを購入し使用すること。複数の燃料を混ぜて使用することを含み、空気を除き、指定された燃料にその他の気体・液体・固体を混入して使用することは一切禁止される。

第11条 競技参加者及びドライバー

1. 全ての競技参加者及びドライバーは、当該競技会に有効な以下の競技許可証(ライセンス)を所持しなければならない。
 - 1) 競技参加者: JAF 発行の競技参加者許可証

2) ドライバー及びカテゴリー

大会を通じ同一車両を運転出来るドライバーは A、B、2 名迄とし、大会期間中別の車両に乗り換えてはならない。

プロドライバーは B ドライバーとして 1 車両につき 1 名のみの登録が認められる。

1 名のドライバーのみでの参加の場合は、Fusion Coin SCR が承認したアマチュアドライバーに限られる。

同一ドライバーの重複登録は認められない。

*ドライバーカテゴリーの定義:

a) アマチュアドライバー: 国内競技運転者許可証グレード A 以上

b) プロドライバー: 国内競技運転者許可証グレード A 以上で下記事項に適合するドライバー。

① F1、WEC、WTCC、WTCR、LM シリーズ、インディカー、FIA-F2、GP2 の過去 10 年間でシリーズ総合順位 3 位以内のドライバー。

② フォーミュラ・ニッポン、スーパーフォーミュラシリーズ総合 3 位以内のドライバー。

③ JGTC(全日本 GT 選手権)及びスーパーGT 各クラスのシリーズ総合 3 位以内のドライバー。

④ Fusion Coin SCR が認定するドライバー

2. ライセンスは参加申込の時点で当該年度に有効なものでなければならない。

競技参加者及びドライバーは、ライセンスの資格停止期間中であってはならない。

3. JAF 以外の ASN に所属するドライバーは当該 ASN で定められた出場証明書を提示しなければならない。

4. 国際競技運転者許可証を有するドライバーは自己のメディカルサーティフィケートを所持しなければならない(FIA 国際競技規則付則 L 項第 2 章第 1 条)。

5. Fusion Coin SCR 及びオーガナイザーは以下の場合にチームの参加又はドライバーの参加を拒否する事が出来る。

- ・ ジェントルマンとしての品位に欠け、スポーツマン精神に反した言動を繰り返す者、並びに秩序、慣習を無視して混乱を引き起こした者、又はその恐れが極めて強いと Fusion Coin SCR が判断する者。
- ・ レースが自己責任の前提で成り立つ事を理解承認出来ない者。
- ・ 自己を反省することなく、人の過失ばかりを主張する者。
- ・ 暴力行為等を含め周囲に対して脅威を与えたか、与える懸念が極めて高い者。

第 12 条 ドライバーの変更

1. 参加申込が正式に受理された後のドライバーの変更は、ドライバーに疾病、怪我等

やむを得ない事情がある場合のみとし、競技会審査委員会の承認を得なければならない。

2. ドライバーの変更が許される期限は、競技会初日の朝の参加確認時迄とする。
3. ドライバー変更の申請は、オーガナイザーが定める手数料及び必要書類を添えて大会事務局長に提出すること。又、同時に Fusion Coin SCR に対して登録の変更を申告しなければならない。

第 13 条 競技車両の変更

1. 参加申込が正式に受理された後の競技車両の変更は、やむを得ない事情がある場合に限り、参加する競技会の 1 週間前迄は同一部門内においてのみ許される。
2. 上記 1. 以降に競技参加者からの申請が生じた場合、競技会審査委員会が故障、破損等やむを得ない事情と裁定し承認した場合にのみ認められるものとする。
3. 競技車両変更の申請は、オーガナイザーが定める手数料及び必要書類を添えて大会事務局長に提出すること。

第 14 条 競技参加者及びドライバーの遵守事項

1. 競技参加者は、自己の参加に係わる全ての者に、全ての法規及び規則を遵守させる責任を有する。
2. 競技参加者は、競技会期間中、自己の競技車両が競技車両規定及び安全規定に適合していることを保証しなければならない。
3. 競技会期間中、エントリーに関わる全ての関係者は、当該競技参加者と同様に規則を遵守しなければならない。
4. 競技参加者、ドライバー、チームクルー及びゲストは、発行されたクレデンシャル等を常に正しく身に着けていなければならない。
5. ペット類のパドック、ピットエリアへの入場は禁止され、16 歳未満の者は競技中のピットレーンへの出入りは、禁止される。又、競技車両及びオーガナイザーが特に認めた車両を除き、レース場の如何なる場所においても自動車登録番号標(ナンバー)を有さない車両等の使用は禁止される。更に、競技会特別規則書にて指定された場所や時間中に動力付き車両の移動を禁止する。
6. 競技参加者はピットと競技車両、或いはその他の場所との通信に無線機を使用する場合には、電波管理法及び競技会特別規則に従って無線機を設置するものとし、予め Fusion Coin SCR を通じオーガナイザーに届け出て許可を得なければならない。
この届出内容に逸脱し、電波管理法違反で取締りを受けた競技参加者に対しては失格迄の罰則が課せられる。
7. 競技参加者及びドライバー等のチーム関係者は、競技長によって待機の指示があ

った場合、もしくは事情聴取等を受けた場合は、指示があるまでサーキットを離れてはならない。やむを得ない事由により代理人を残す場合は、競技会審査委員会の承認を得なければならない。

8. 競技参加者、ドライバー及びチームクルーは、秩序ある行動をとること。更に、相互に又は競技役員に対して、攻撃的又は侮辱的な言動を行うことは厳に慎まなければならない。

第15条 保険

オーガナイザーは、観客、競技参加者、ドライバー、メカニック、競技役員等に対する保険(共済制度を含む)に関し JAF 国内競技規則付則 自動車競技に関する規定第8条 レース競技に関する保険 に沿った措置を講じなければならない。

第16条 書類検査

1. 競技参加者及びドライバーは、規定により最初に行われるプラクティスセッションに先立って行われる書類検査のために、指定された場所に赴かななければならない。
2. 全ての競技参加者及びドライバーは、次の必要書類を書類検査時に提示しなければならない。
 - 1) 参加受理書
 - 2) 競技参加者許可証(エントラントライセンス)
 - 3) 運転免許証
 - 4) 競技運転者許可証(ドライバーライセンス)
 - 5) JAF 以外の ASN に所属するドライバーは所属する ASN の出場証明書等の書類。
3. 競技会審査委員会により特別に許可が与えられた者を除き、検査に赴かない競技参加者やドライバーは全てのプラクティスセッション及び決勝レースに出場することは認められない。
4. 全てのドライバーは、各々の責任の下に下記の装備、装具を着用、装着しなければならない。オーガナイザーが求めた場合には提示し、検査を受けなければならない。ドライバーは走行する際に常に耐火炎レーシングスーツ、グローブ、ソックス、パラクラバス、シューズ、アンダーウェア、ヘルメットおよび前方への頭部の動きの抑制装置(FHR)とシートベルト等を正しく着用しなければならない。
(FIA 国際競技規則付則 L 項第3章参照)
 - 1) クラッシュヘルメット及び前方への頭部の動きの抑制装置(FHR)は、FIA 国際競技規則付則 L 項第3章に従わなければならない。
 - 2) 氏名及び血液型のついた耐火炎レーシングスーツ (FIA 公認)
 - 3) レース用耐火炎グローブ (FIA 認定)

- | | | |
|----|----------------|-------|
| 4) | レース用耐火炎ソックス | (") |
| 5) | レース用耐火炎バラクラバス | (") |
| 6) | レース用耐火炎シューズ | (") |
| 7) | レース用耐火炎アンダーウェア | (") |

第 17 条 競技車両検査

1. 競技参加者やドライバーの書類検査とは別に、最初に行われるプラクティスセッションに先立ち公式競技車両検査を実施する。その際、各競技車両は指定された場所・指定された状態で公式競技車両検査を受けなければならない。
2. 競技会審査委員会によって特別措置が認められない限り、所定の時刻迄に検査を受けない競技車両の出走は認められない。
3. 競技参加者は、技術委員長求めに応じて提出出来るよう競技車両公認書又はこれに代わる書類、Fusion Coin SCR が指定するテクニカルフォーマット等の書面を準備していなければならない。
4. 競技車両検査に競技車両を提示することは、当該競技車両が全ての規則に適合していることを申告したものとみなされる。競技中に不適格な個所が発見された場合、競技長を通じ当該競技会審査委員会に報告される。
5. 競技車両番号(ゼッケン)、ドライバーの氏名は競技車両検査以前に車体外部の指定された位置に表示されなければならない。表示のない競技車両の出走は認められない。
6. 競技車両検査合格後に分解又は改変された結果、当該競技車両の安全性が低下するか、又はその適格性に疑問が生じた場合、或いは事故に遭遇し同様の結果となった場合には、当該競技車両は再競技車両検査により、承認を得なければならない。
7. 如何なる競技車両も安全上の理由から出走を禁止される場合がある。
8. 競技車両に対する撮影用カメラの搭載は、オーガナイザーに申請し許可を受けた場合のみとする。競技車両への取り付けは確実なものとし、取り付け状態は技術委員長の承認を必要とする。これらの重量は競技車両の最低重量に含まれる。
9. 競技長は事故に巻き込まれた競技車両を停止し、競技車両の再検査、ドライバーの身体検査を求めることが出来る。
10. 公式予選中、及び／又は公式予選終了後、競技会審査委員会が指定する競技車両は直ちに車両検査を受けなければならない。尚、公式予選終了時点から当該車両検査の対象となる車両が通知される迄の間、公式予選に参加した全ての車両に対する作業は、一切禁止される。
11. 決勝レース終了後、上位入賞車両は直ちに車両検査を受けなければならない。競技会審査委員会はさらにレースに参加した他の競技車両を検査させることが出来

る。

12. 競技会審査委員会及び競技会技術委員長は：
 - 競技車両又はドライバーの参加資格について何時でも検査することが出来る。但し、不可抗力の場合を除き、当該競技参加者がそうした意向を知らされることを条件とし、検査に指定された時間並びに場所が競技参加者やその競技車両の予選やレースへの参加を脅かすものであってはならない。
 - 競技車両検査時、競技参加者に競技車両の分解を要求し、競技車両の参加資格並びに適合性について確認することが出来る。
 - 競技車両検査中並びに競技会期間中、競技参加者に対し競技車両の公認書、及び部品やサンプルの提出を求めることが出来る。
 - 本条項の権利行使に必要な一切の費用の支払いを、当該競技参加者に求めることが出来る。
13. クールスーツシステムの搭載は自由とする。但し、システム及び競技車両への取り付け状態を競技車両検査時に提示しなければならない。この場合、クールスーツシステムの使用循環水、冷却用氷塊を車両重量に含む事が出来るが、これらは車両検査時に維持されていなければならない。
14. 本規定に違反した場合には、当該競技車両及びドライバーは失格となることがある。

第 18 条 プラクティスセッション(公式予選等)

1. プラクティスセッションは、公式予選及びフリー走行(行われる場合)で構成される。
 - 1) 公式予選は、1 クラス、2 クラス、3 クラス、4 クラス合同で 15～20 分間を A・B ドライバー何れか 1 名若しくは 2 名が走行するものとする。
 - 2) 予選結果の順位決定は、各ドライバーの最高タイムの昇順に決定される。予選の結果 2 台以上の競技車両が同タイムの場合には、
 - ① 2 番目に記録されたタイムが優先され、同様に 2 番目のタイムも同一の場合は、3 番目のタイムを採用する。
 - ② 上記①の事例が更に続く場合は審査委員会の裁定により決定される。
2. 公式予選通過基準タイムは公式予選中に達成されたクラス毎の上位 3 台のタイムを平均し、その 130%以内とする。
3. 競技長はコースの安全性の確保又は、清掃、車両の回収のために必要な場合には、赤旗を表示することにより公式予選を中断することが出来る。赤旗提示以降の計測は無効とする。公式予選中断の場合、予選時間の短縮は競技会審査委員会が決定する。このように公式予選が中断された場合でもドライバー及び競技車両の予選通過に対する影響についての抗議は受け付けられない。

公式予選中、又は公式予選中断時に、何らかの理由により競技役員の手助けを受けピットに戻った競技車両は、公式予選の残りの時間内に再びコースインすることは出来ない。但し、第 22 条一般安全規定 3. におけるケースを除く。

4. スターティンググリッド位置を決定するため、公式予選中全ての周回を計時する。チェッカーフラッグが提示されるまでに計測された最終周回タイムは有効とする。
5. 公式予選通過基準タイム達成車両が、競技会特別規則に定められている決勝出走台数に満たなかった場合、上記の予選通過基準タイムを達成しなかったドライバーの競技参加者は、決勝レース出走嘆願書を競技会審査委員会宛に提出することが出来る。

競技会審査委員会は、競技参加者からの嘆願に基づき、当該ドライバーの決勝レースへの出場を認めることが出来る。

但し、次の場合に限りそのスタートが許される：

- 1) 既に公式予選を通過した競技車両が除外されないこと。
 - 2) それらの競技車両が公式予選通過基準タイムを達成する能力があると判断されること。
 - 3) それらのドライバーが全ての安全事項(サーキットの知識等)について保証されていること(当該嘆願書は、暫定結果発表後 30 分以内に大会事務局に対し提出すること)。
6. 決勝レースで適用されるピットエリア、コース上及び安全に関する規則は、全てのプラクティスセッションについても同様に適用されるものとする。

第 19 条 ブリーフィング

1. ブリーフィングは、全員が着席でき、騒音から離れた指定された場所において、当初発表された時刻通りに行われなければならない。
2. 全てのドライバーは、ブリーフィングに必ず出席しなければならない。
3. ドライバー及び競技会審査委員会が認めた者以外の出席は認められない。
4. 競技参加者は、自チームのドライバーの出席に責任を負うものとする。
5. ブリーフィングに出席しないドライバーは、罰金の対象となる(遅刻又は早退: 30,000 円以上、欠席: 50,000 円以上)。
6. 競技長は必要に応じてブリーフィングを開催することが出来る。この場合は適切な方法でドライバー又は競技参加者に告知されるものとする。

第 20 条 ポールポジション及びスターティンググリッド

1. スターティンググリッドは、クラス区分に関わらず予選タイム順に 1×1 のスタッガードフォーメーションに配列される。1×1 のスタッガードフォーメーションは静止状態のみに適用され、ローリングスタートにおけるグリッドは 2×2 フォーメーションとする。

2. ポールポジション及びスターティンググリッド:
公式予選通過基準タイムを達成した競技車両は、下記により達成されたタイム順によりポールポジション及びスターティンググリッドが決定される。
 - 1) 第1レース:公式予選の最高タイムの最上位者にポールポジションが与えられ、スターティンググリッドは達成された最高タイム順に決定される。
2台以上の競技車両が同一タイムの場合、2番目に記録されたタイムが優先され、同様に2番目のタイムも同一の場合は、3番目のタイムを採用する。
 - 2) 第2レース:クラス毎に第1レースの結果の逆順により決定される。
グリッドは1クラスを先頭にクラス毎に2クラス、3クラス、4クラスと配置される。
第1レースで順位認定を受けることが出来なかった車両は各クラスの最後尾に配置する。
3. 1台ないしそれ以上の競技車両が撤退した場合、グリッドもそれに応じて詰められる。
又、公式予選終了後、何らかの理由によりポールポジションの競技車両が決勝レースに出走出来ない場合、ポールポジションのグリッドは空席のまま残しておくものとする。
4. スターティンググリッド発表後、グリッドに着くことが出来なかった競技車両の位置は空席のまま残すものとし、他の競技車両は各々のグリッドの位置に留まるものとする。
5. ポールポジションのグリッド位置は、1コーナーに向かってイン側とする。
6. 特別なグリッド決定方式を採用した場合には、その決定方式と合わせて公式通知にて告示する。
7. 競技会審査委員会の裁定により、記録タイムに関わらずペナルティによりグリッドを後退させる場合がある。

第21条 スタート

1. スタート方法はローリングスタート方式が採用される。

第22条 一般安全規定

1. 全てのプラクティスセッション及び決勝レース中において、ドライバーは定められた走路のみを使用するものとする。
2. プラクティスセッション中は、他車の妨害となるようなスロー走行は禁止される。
3. ドライバーが自己の意志に反して、又その他の理由により、やむを得ず競技車両を停止する場合には、当該競技車両を出来るだけ速やかに走路から移動して、他の

競技車両の支障とならないように配慮しなければならない。

ドライバー自身がその競技車両を危険となるような場所から移動できない場合、当該競技車両のエンジンが稼動中であっても、コース委員がこれを援助するものとする。

この場合、ドライバー自身で違反なくレースに復帰した時には失格とはならない。

4. コース上における全ての修理は、競技車両に搭載されている工具や部品を使ってドライバーだけで行わなければならない。
5. Fusion Coin SCR が認めた車両のみ決勝レース中に燃料補給を行うことができる。燃料補給は 20ℓ以下とし JAF 国内競技車両規則第 3 章第 10 条 10. 4) に従うこととする。
6. ドライバー及び特別の権限を持つ競技役員以外の者は、ピット及びスターティンググリッド内を除き停止した競技車両に触れてはならない。
7. ドライバーは、コースに沿って競技車両を押し進めてフィニッシュライン(決勝線)を横切ることには出来ない。
8. プラクティスセッション及び決勝レース中にやむを得ず又はその他の理由により競技車両が停止した場合は、車載のスターターで、当該ドライバーによってエンジンが再始動されなければならない。
9. 競技長からライトの点灯指示が出された場合、全ての競技車両はそれに従わなければならない。
10. 全ての競技車両は、当該競技車両規定に定められた安全規定を遵守しなければならない。
11. ドライバーは、コースを離れる場合或いはピットに戻ろうとする場合には適時その旨を合図しなければならず、又、危険がないよう確かめなければならない。競技車両を離れる場合、ステアリングホイールを取り付けなければならない。
12. レース終了の合図を受けた全ての競技車両は、指定されたパークフェルメに停車するまで、他の競技車両を追い越したり、物を受け取ったり、他のドライバーその他を同乗させ、或いは援助(競技役員の援助が必要な場合を除く)を受けたりしてはならない。
13. 各ドライバーは各々のサーキットに定められたピットレーン通過速度を遵守しなければならない。
14. 大会中に本条項に違反した場合は、厳しく罰せられる。
15. 全てのドライバーは、FIA 国際競技規則付則 H 項に基づいた信号指示内容に精通し、それに従わなければならない。
16. ドライバーは、黄旗掲示区間においては十分に減速してコースの中央寄りに進路変更し、事故現場の通過に備える。又、事故現場の通過に際しては、オフィシャル作業の妨げにならないよう、一列で走行して通過しなければならない。

第 23 条 ドライブ行為の規律及びインシデント

ドライバーは、FIA 国際競技規則付則 L 項第 4 章「サーキットにおけるドライブ行為の規律」を遵守しなければならない。

同条項に違反、又は、インシデント行為により危険走行と判定されたドライバーは競技会審査委員会により厳しく罰せられる。

インシデントとは:

- * レースの中断／停止を余儀なくさせる。
- * 本競技規則、又は「コード」に違反する。
- * 一台、或いは複数車両のスタート違反の原因となる
- * 回避可能な接触を引き起こす。(接触行為)
- * 他のドライバーをコースアウトさせる。
- * 他のドライバーによる正当な追い越し行為を不当に阻止する。
- * ピットレーン違反を引き起こす。

1. 競技長は審判員の判定を確認し、競技会審査委員会にドライバーの当該競技会における違反状況を報告する。
競技会審査委員会は、当該ドライバーに対して罰則を決定し通知する。
2. ドライバーが接触、又は、インシデントに関与し、レース終了後 30 分以内に審査委員会よりこれについて通告を受けた場合は、審査委員会の承認なくサーキットを離れてはならない。
3. 各ドライバー及び競技参加者は、抗議又は控訴の時間が経過するまでサーキットに残り速やかに連絡が取れなければならない、これを怠った場合当事者であるドライバー又はチームに対する、関連する法的審議を含めて当事者欠席のまま行われる場合がある。
4. 出場停止処分の宣告は、遡及して施行されることがある。

第 24 条 信号表示

1. ドライバーへの指示は、FIA 国際競技規則付則 H 項に規定された信号によって伝達される。
2. 競技参加者は、そのドライバーに指示するために FIA 国際競技規則付則 H 項に規定された信号旗に類似した旗等を使用してはならない。

第 25 条 ピットイン及びピットアウト

1. コースから離れようとし、又は、自己のピットもしくはパドック地域に戻ろうとするドライバーは、安全を確かめた上で、その意思を合図しなければならない。
2. ピットロード出口には、グリーン／イエロー(又はブルー)／レッドのライトが設けられ

る。

全てのプラクティスセッション中はグリーンライトが点灯しているときのみコースインすることが出来る。

決勝レース中はドライバー本人の責任においてコースインするものとする。

イエロー(又はブルー)ライトの点滅は競技車両が近づいている合図である。

第 26 条 ピットインによるピットロード通過時間

1. 決勝レース中にドライバー交替のためにピットインした車両はのピット入口の計測ラインからピット出口の計測ラインを 80 秒以上で通過しなければならない。
2. ピットインした競技車両は停止と同時にエンジンを停止しなければならない。
ピットに停止中は燃料補給を除いた全ての作業が許される。但し、Fusion Coin SCR が認められた車両については燃料補給を行うことができる。
3. タイムハンディ（第 42 条、同 43 条によって。）を課せられている場合は、上記 1 で定められた時間に加えてピットロードを通過しなければならない。

第 27 条 ピット作業

1. シグナリングプラットフォームへ出られる人数は 4 名迄とする。
又、シグナリングプラットフォームにおけるグリッドマーシャルの役務範囲に固定設備を設置してはならない。
2. ピットでの停車はいかなる場合でもエンジンを停止させなければならない。
3. ピットエリアでの後退ギアの使用は厳重に禁止される。競技車両が自己のピットを行き過ぎて停止した場合には、当該競技車両は自チームのチームクルーによってのみ押し戻すことが出来る。
4. ドライバーが、単独で安全な場所で競技車両に搭載されている方法或いは手段(全ての物的或いは人的支援は認められない)をもって行う応急修理を除き、補修作業或いは修理は当該競技車両のピット以外で行ってはならない。
5. 全てのセッションにおいて(公式予選のインターバルを含む。) 競技車両がピットレーンの作業エリアに停止した際に同時に当該作業エリアに出ることが出来る。タイヤ交換要員を含む作業員は、登録されたチームクルーのうち最大 3 名までとし同時に競技車両の作業につくことが出来る。(ドライバーはこの 3 名の中には含まれない。)
 - 1) 当該 3 名は、Fusion Coin SCR が指定する黄色の腕章を着け、耐火炎スーツ及び耐火炎、又は難燃性素材のグローブ、防災型安全災害メガネの装着を強く推奨されるが、燃料補給を行う場合は装着を義務付ける。
 - 2) タイヤ交換する場合は 2 名以内で行い、一連の作業中の人員変更は認められない。
 - 3) 装着予定のタイヤは、作業開始するまでピット内に保管されていなければならない。

ない。

- 4) タイヤ交換を行う2名以内の作業員は、装着予定のタイヤを他の者からの援助を一切受けることなく装着しなければならない。又、外したタイヤを地面に平置きの状態にしなければならない。他の者へ手渡しや、放り投げる等の危険な行為は許されない。
平置き状態の外されたタイヤをピット作業エリア外へ片づける場合、手渡しや、放り投げる等の危険な行為は許されない。
- 5) ピット作業エリアに同時に持ち込めるインパクトレンチの数は2個迄とする。
6. タイヤレンチ用エアホースの為のアーム等をピットロード上に設置してはならない。
7. 燃料補給中、1名のピットクルーが消火要員として消火器を持って燃料補給作業が終了するまで待機しなければならない。
8. 全てのセッションにおいてピットガレージからコースインする車両は、一旦ピット作業エリア内に移動してからエンジン始動しなければならない。

第28条 ドライバーの交替

1. 決勝レーススタート時間から15分～25分間にドライバー交替を行わなければならない。
交替開始、及び終了の時間(時刻)の管理は、ピットレーン入口の計測ラインによって行われ当該時間(時刻)にメインフラッグポストよりボードが提示される。ドライバーの交替は、競技役員管理のもとに、自己のピットにおいてのみ行うことができる。
競技参加者は、ドライバー交替を競技役員に通告しなければならない。
2. 1名のドライバーによる参加の場合は、上記1.に定める時間帯に自己のピットに車両を停止させるものとし、第26条による規定は同様に適用される。

第29条 レースの中断およびレースの再開

レース中断、再開

事故等によってコースの閉鎖、又は天候或いはその他の事由で競技の継続が危険となり、決勝レースを中断する必要がある場合、競技長は赤旗をすべてのマーシャルポストで提示することを命じ、レースを中断する。

レースの再開は、再開時刻が事前にチームに告知され、セーフティカースタートによって行なわれる。

レースの中断、再開は付則3「赤旗によるレースの中断及びレースの再開」規定に従って行う。

第30条 セーフティカー

FIA国際競技規則付則H項の規定に従い、必要に応じてセーフティカーが導入される。

運用は付則 2「決勝レース中のセーフティカー(SC)運用規定」に従って行う。

第 31 条 レース終了

1. レース終了は、フィニッシュライン(最終のコントロールライン)を基準として管理される。
ここでいうコントロールラインとは、コース及びピットレーンの双方を交差する単一の直線を指す。
レース終了の合図(チェッカーフラッグ)は、スタートから規定時間(40分間以内)を経過後に先頭車両が最初のフィニッシュラインを通過する時点で直ちに表示され4分間提示される。
最終周にピットインした場合でもピットレーン上のコントロールラインを通過すればチェッカーフラッグを受けたものとする。
赤旗による中断の後レースが再開できなかった場合は、レース中断の合図が出された周回の1周回前が終了した時点の順位が採用される。
2. 万が一チェッカーフラッグが不注意、その他の理由により先頭車両が規定時間を完了する前に表示された場合でも、レースはその時点で終了したものとみなされる。
3. チェッカーフラッグが不注意によって遅れて表示された場合には、最終順位はレース時間が達成された時点における順位に従って決定される。
4. チェッカーフラッグの表示を受けた全ての車両は、原則としてコースを1周した後、直ちに直接パークフェルメに進むものとする。
5. チェッカーフラッグが表示された時点でピットロード出口は閉鎖される。

第 32 条 車両保管

1. 既にリタイヤしている車両を除き、車両は競技役員の監督の下に競技会特別規則に示されたパークフェルメに入り競技会審査委員会の指示がない限り、正式結果発表までその場所に保管される。
2. パークフェルメへの出入りは担当の競技役員のみ許される。
競技会審査委員会の許可がない限り、如何なる者も保管中の車両に手を触れることは禁止される。

第 33 条 順位認定の必要条件

1. 第1位の車両は、規定時間を越えた周回のコントロールライン(フィニッシュライン)を先頭で走破した車両とし、全ての車両は、チェッカーフラッグが提示されている間にそれぞれが達成した周回数が多い順に、又同一周回数を完了した車両についてはフィニッシュライン(各々の最終のコントロールライン)通過順に順位を決定する。
2. 走行周回数が各クラス優勝車両の走行周回数の70%(小数点以下切捨)に達しない

競技車両は、順位の認定を受けられない。

3. 万一、天候その他不可抗力の理由により、レースが通常の終了予定前に中止せざるを得ない場合には、第 31 条 1 項に定める手順に従うものとする。

第 34 条 賞の授与

各クラスの 1～3 位となった競技車両のドライバーに与えられる。対象となる全てのドライバーはレース終了後に行われる賞の授与(暫定表彰)に出席すること。

第 35 条 得点の授与

1. シリーズ得点は、Fusion Coin SUPER CAR RACE に登録されたドライバーに対して与えられる。
2. シリーズの一戦として認定された各レースにおいての得点は、次の通りとする。
 - 1) 得点: 決勝レースのクラスの順位に基づき、上位競技車両のドライバーに対し下記得点が与えられる。

クラス別得点基準

	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位	9 位	10 位
得点	20	15	11	8	6	5	4	3	2	1

- 2) 不可抗力によるレース中止の場合の取り扱い:

- ① 先頭競技車両が 2 周回を完了する前にレースが中止された場合。
レースは成立せず、シリーズ得点は与えられない。
 - ② 先頭競技車両が 2 周回を完了し、且つ走行時間がレース時間の 75%未満でレースが中止された場合、レースは成立しシリーズ得点の半分が与えられる。
 - ③ 先頭競技車両がレース時間の 75%以上を完了した後にレースが中止された場合レースは成立しシリーズ得点は全て与えられる。
 - ④ 第 2 条 2 項により当初のレース時間が短縮された場合、75%の計算は短縮された時間に基づく。
- 3) シリーズポイント付与の権利は Fusion Coin SCR が有し、Fusion Coin SUPER CAR RACE の利益を阻害する性質を有する行為を行った際はポイントを剥奪する場合がある。

第 36 条 賞金の授与

1. 大会賞金、シリーズ賞金については別途公示する。

第 37 条 シリーズタイトル保持者の認定

1. Fusion Coin SCR は各クラスの最高得点者を当該クラスの Fusion Coin SUPER CAR

RACE タイトル保持者として認定する。

2. 複数組のドライバーが同一の得点を得た場合には、下記の基準を用いて上位を決定する。
 - 1) プロドライバーが組み合わされていないもの。
 - 2) 1位の回数が一番多いもの。
 - 3) 1位の回数が同じ場合は2位の回数が一番多いもの。
 - 4) 2位の回数も同じ場合は3位の回数が一番多いものなどのように勝者が決まるまで続ける。
 - 5) 以上の方法によっても結果が出ない場合には、Fusion Coin SCR が上位を決定する。

第38条 競技参加者に対する指示および公報

1. 競技会審査委員会は JAF 国内競技規則 4-9、及び JAF 国内競技規則 10-10 に従って、公式通知をもって競技参加者に指示を与えることが出来る。
これらの公式通知は全ての競技参加者に回覧され、書面配布により公場合により競技参加者は署名をもって受理の確認をする。
2. レースの順位及び公式予選の結果、その他競技参加者に関する公報は、競技会特別規則に示された場所に設けられている公式通知掲示板に公表する。
3. 競技会審査委員会、競技長、組織委員会等の決定事項又は公報、或いは競技参加者に関する特別事項も書面をもって競技参加者に伝達される。

第39条 規則の適用

1. 本規則及び Fusion Coin SUPER CAR RACE に関する他の規定、或いは競技会審査委員会によって出された指示の解釈について疑義のある場合は、第41条に制定されている「抗議と控訴」の権利を行使するか、又は JAF が特に他の決定をしない限り、競技会審査委員会の決定が最終的なものとなる。
2. Fusion Coin SCR 及びオーガナイザーが、ドライバー、競技参加者、又は、競技車両について競技結果成績に影響を与えるような検査を実施する場合は次の各項に従って行われる。
 - 1) 事前に競技会審査委員会の承認を得ること。
 - 2) 検査結果発表予定時刻をオーガナイザーが明示すること。
 - 3) 検査結果により、競技結果成績の訂正があり得ることをオーガナイザーが公式通知で発表すること。

第40条 罰則

1. 規則違反、又は競技役員の指示に対する不遵守は、JAF 国内競技規則に定める手

続きにより罰則が適用される。

2. 競技参加者は、罰金が課せられた場合には、JAF に対し、宣告された時から 48 時間以内に支払う義務を有する。
3. 本規則の解釈及び本規則に明記されていない罰則の選択は、競技会審査委員会における出席者の多数決によって決定する。
4. JAF 国内競技規則 11-1 に対し疑義があると Fusion Coin SCR が判断した場合、Fusion Coin SCR は全ての調査権を有し最終決定する。
5. タイムの罰則、或いはドライバー並びに競技車両の失格に関する全ての決定は競技会審査委員会によって決定され、書面をもって迅速に通知される。
6. プラクティスセッション中の違反行為に対しては、「スターティンググリッドの降格」等の罰則が競技会審査委員会によって課されるものとする。
7. スタート手順(3 分前ボード提示後)中を含めた決勝レース中に執行される罰則は、以下の通りとする。
 - 1) レース中に課す罰則は、次の 2 つとし、競技長が速やかに実行する。
 - ① ドライビングスルーペナルティ:
ドライバーはピットレーンに進入し、ピットに停止せずにピットロード出口からレースに復帰しなければならない。
 - ② ペナルティストップ:
ドライバーはピットレーンに進入し、ペナルティストップエリアに少なくともタイムペナルティとして課せられた時間の間、停止した後、ピットロード出口からレースに復帰しなければならない。又、自チームのピットに停止することは許されない。ペナルティストップエリアでは競技車両はエンジンを停止する必要はない。エンジンが停止した場合は、ペナルティの時間が経過した後、車載のスターターによって再始動することが出来る。
 - 2) 下記の反則行為について、罰則が決定したならば、直ちにピット放送・競技役員等により通告され、執行は罰則の種類を示す表示板、当該競技車両の競技番号を記入した黒の表示板がコントロールラインで表示される。但し、レース中の反則行為に罰則を科す場合は、直ちに競技参加者に対して上記の方法で罰則を通知する。

又、レース終了近くで反則行為が生じレース中に罰則を通知出来ない場合、競技結果に対して、ドライビングスルーペナルティ、又は、ペナルティストップに相当するタイムを競技中に科されたタイムペナルティとして加算し当該チームに通知される。尚、加算されるタイムは競技会審査委員会の裁量によるものとする。

 - ① 反則スタート … ドライビングスルーペナルティ以上
 - ② 黄旗無視等のH項違反 … ドライビングスルーペナルティ以上
 - ③ ピット作業違反 … ドライビングスルーペナルティ以上

- ④ ピットレーンの速度制限違反 …… ドライビングスルーペナルティ
- ⑤ 本規則第 23 条に規定された接触行為に伴うタイムペナルティ …… ドライビングスルーからペナルティストップ 30 秒迄
- ⑥ ①～⑤以外の反則行為 …… ドライビングスルーペナルティ以上
- ⑦ ①～⑥項違反のうち更に重度な違反…… ペナルティストップ 30 秒以上

競技会審査委員会は 1)に定めるタイムペナルティに加えるか、或いは単独で訓戒、罰金、シリーズポイント減算、失格等の罰則を科す場合がある。

8. コントロールラインでタイムペナルティが表示されてから 3 周以内に規定通りこれを実行できなかった競技車両については失格とする。
但し、当該表示後 3 周以内にレースが終了しタイムペナルティを規定通り実行出来なかった場合、タイムペナルティとして競技結果に対して、ドライビングスルーペナルティ、又は、ペナルティストップに相当するタイムを加算する。
尚、加算されるタイムは競技会審査委員会の裁量によるものとする。
9. 失格の場合には、当該ドライバーに対しても信号で伝達される。この目的のため、当該競技車両の競技番号を記入した黒の表示板と黒旗をコントロールラインで表示する。当該競技参加者も停止を指示する信号を当該ドライバーに表示すること。ドライバーが、尚停止しない場合には、追加の罰則が科せられる場合がある。
10. 1 名のドライバーが失格となった場合、その競技車両の他の登録ドライバーも当該レースから除外される。
11. 本規則に罰則に関する明確な条項が規定されていても、必要な場合には罰則追加を妨げない。
12. 本条項に従い、科せられたタイムペナルティ及び黒旗の提示に対する抗議・控訴は認められない。

第 41 条 抗議および控訴

1. 抗議は、JAF が規定する抗議料を添えて文書で競技長に提出するものとする。
2. 抗議権は、競技参加者のみが有する。
3. 抗議の手続きは、JAF 国内競技規則 12 に定められる。
4. 控訴の手続きは、JAF 国内競技規則 13 に定められる。
5. 控訴にともない JAF が規定する控訴料を提出しなければならない。
6. FIA 国際競技規則第 11 条 16 項に従って審判員が行った判定に対する抗議は出来ない。(FIA 国際競技規則第 11 条 16 項および第 13 条 6 項参照)

第 42 条 ハンディキャップ制度

ドライバーの組み合わせ、各レースの競技成績により、各競技車両は次レースに向け性能引き下げ措置が課せられる。

1. プロドライバー、アマチュアドライバーの組み合わせにより下記の表のハンディキャ

ップが課せられ、第26条1.で定められた時間に加えてピットロードを通過しなければならない。

- アマチュアドライバーは参加登録時に自分の過去の実績と共にクラスカテゴリーを申告しなければならない。申告がなかった場合はプラチナとみなす。
最終的なカテゴリーは Fusion Coin SCR が過去の実績を考慮し決定するものとする。

【ドライバーの組み合わせによるタイムハンディ】

ハンディタイム クラスカテゴリー	プロ				アマ			
	プロ	シニア	グランドシニア	レジェンド	プラチナ	ゴールド	シルバー	ブロンズ
プロ	/	/	/	/	96	84	72	60
プロ/シニア	/	/	/	/	90	78	66	54
プロ/グランドシニア	/	/	/	/	84	72	60	48
プロ/レジェンド	/	/	/	/	78	66	54	42
アマ/プラチナ	96	90	84	78	72	60	48	36
アマ/ゴールド	84	78	72	66	60	48	36	24
アマ/シルバー	72	66	60	54	48	36	24	12
アマ/ブロンズ	60	54	48	42	36	24	12	0

- 各クラス参加車両の60%の範囲内車両を対象とし小数点以下は四捨五入とする。
- 各競技車両は、第1レースの競技成績により第2レースに向け下記のタイムハンディが課せられ第26条1.、上記1.で定められた時間に加えてピットロードを通過しなければならない。

順位	1	2	3
ハンディタイム (秒)	15	10	5

- 上記3.におけるタイムハンディは、大会毎に完結し次大会への継続は行わない。
- 公示：
各大会の第2レースで上記措置が適用される競技車両は、第1レース結果発表後速やかに Fusion Coin SUPER CAR RACE ブルテンを公式通知により公示する。
尚、控訴によって競技結果が保留された場合には、暫定競技結果成績に基づきタイムハンディが計算され、当該レース後に下された裁定によりその暫定競技結果が変更されたとしても、当該タイムハンディ計算結果内容は修正されることはないものとする。
このタイムハンディ計算に関する抗議・控訴は一切受け付けられない。

第 43 条 性能調整

Fusion Coin SCR が参加を認めた全ての車両については性能均等化のため、性能調整措置が実施される。

本調整は特定の車種、又は特定の競技車両に対して実施することが出来る。

1. 1 クラス、2 クラス、3 クラス、4 クラス Fusion Coin SCR が調整値を指定する。

第 44 条 広告スペース

1. 指定ステッカーの貼付

競技車両の前後バンパー角にピレリタイヤのステッカー(380mm×68mm)、フロントガラス上部に Fusion Coin SCR が指定するステッカーを貼り付けること。

2. 指定パッチの貼付

全てのドライバーはピレリタイヤのパッチを右胸(140mm×46mm)と左腕(92mm×46mm)に貼り付けること。



第 45 条 規則の変更

本規則は Fusion Coin SCR により行われる解釈を持って最終とする。

又 Fusion Coin SCR は、年度途中においても規則について見直しを行う場合がある。

これらの内容は、Fusion Coin SUPER CAR RACE ブルテンにより公示される。

第3章 付 則

付則1 Fusion Coin SUPER CAR RACE 技術規則

1. 1クラス 車両技術規則

Fusion Coin SUPER CAR RACE Sporting Regulation 第7条1.1) により参加を認められた FIA-GT3車両で公認書に基づく原型(オリジナル)を保っていないなければならない。

但し、他競技会におけるFIA-GT3車の競技形態と異なる事を考慮し、国際モータースポーツ競技規則付則J 項 第257A 条 カップグランドツーリングカー(グループGT3)に対する技術規定(以下「FIA 付則J 項257A 条」と称す。)を下記の通り一部変更して取り扱う事とする。

第 1 項: 定義

1.5) レーシング重量

本項は適用しない。

第 2 項: 規則

2.3) 参加資格のある車両

公認された車両のリストがFIA によって公示される

2.3.1) 以下の条件を満たす車両

2019 年もしくは2018 年以前のFIA BOP が設定された車両でなければならない。

2017年以前の仕様の車両で参加する場合で、同一モデルに2019 年のFIA BOPが設定された場合、当該車両に適用するBOP については、FIA BOP をベースに Fusion Coin SCR が決定する。

2.8) データー記録

Fusion Coin SCRからの要求が生じた場合、車両に搭載されているデータロガーシステムのから収集されたデーターの提出が義務付けられる。

これらのデーターはFusion Coin SCR及びオーガナイザーが自由に利用出来なければならない。

第 3 項: 車体

3.3) 空力学的装置

FIA GT コミッティ及びFusion Coin SCR は、車両同士の性能均衡を保つため、何れの車両の後部空力装置(ウイング)の仕様特性も調整する権限を留保する。

第 4 項: 重量

4.1) 最低重量

FIA GT コミッティ及びFusion Coin SCR は、車両同士の性能均衡を保つため、何れの車両の最低重量をも調整する権限を留保する。

第 5 項: エンジン

5.2) 吸気システム

5.2.3) FIA-GT コミッティ及びFusion Coin SCR は、車両同士の性能均衡を保つため、これらのリストラクター直径を調整する権限を留保する。

第 6 項:燃料システム、燃料補給

6.1) 競技会期間中の燃料補給
本項は適用しない。

第10 項:アクスル、サスペンション、及びステアリング

10.1) 車高

車高の検査のため、タイヤ圧は1.5 バール未満となってはならない。

FIA GT コミッティ及びFusion Coin SCR は、車両同士の性能均衡を保つため、車高調整する権限を留保する。

第11 項:制動装置

ブレーキパットの銘柄は自由。

第12 項:ホイール及びタイヤ

* 寸法

FIA GT コミッティ及びFusion Coin SCR は、車両同士の性能均衡を保つため、コンプリートホイール幅を調整する権限を留保する。

測定は車軸中心線の高さで水平に行われる。

* 公認ホイール以外のホイールの使用

下記を順守することを条件に、公認ホイール以外のホイールの使用が認められる。

- 1) 公認書に記載された各寸法と同一であること。
- 2) 材質はアルミニウムに限定される。
- 3) 重量は公認書記載の重量以上であること。
- 4) エントラントは指定の書式に寸法及び現物写真を記載し、Fusion Coin SCRに申請し、承認されたもののみ使用が認められる。

* タイヤ

タイヤはFusion Coin SCR が指定するタイヤメーカーの提供するものでなくてはならず、公認されたホイールに組み付け出来るタイヤサイズの使用が認められる。

第13 項:コックピット

13.1) コックピット内に認められる装備

13.1.1) コックピット内に追加出来る部品は以下の部品のみである。

- ・ 安全装置および安全構造
- ・ 工具キット
- ・ 制動力分配器のスイッチを含む運転に必要な制御機器、座席及び計器
- ・ 電子機器及び電気機器(無線装置、バックモニターを含む)換気装置が存在する規定を順守することを条件に、電子機器に向かって送風することが認められる。

- ・ ドライバー用冷房装置(クールスーツ、ドライバー冷却用ファンシステムを含む)
 - ・ ドリンクシステム
 - ・ バラスト
 - ・ エアジャッキ及びそのパイプ
エアジャッキの変更はエアジャッキメーカーの変更に限定され、変更を行う場合はFusion Coin SCR へ申請し、承認を得なければならない。
安全性を考慮し、当初のエアジャッキ差込口がドライバーより後方に位置されている車両については、以下を条件にエアジャッキ差込口の位置変更が認められる。
- 1) 車体(外観)が加工もしくは改造されないこと。
補足)バンパー、ボンネット、フェンダーの加工は不可。グリルに加工することは認められる。
 - 2) 配管の引き直しに伴ったオリジナルのホース径からの変更がないこと。
 - 3) 差込口はオリジナルと同じものを使用すること。
 - ・ バッテリー
 - ・ ドライバーのための換気装置
 - ・ 正しく固定されたネジ式のコネクターの付いた制動装置油圧配管
 - ・ 電子制御装置およびABS システムの油圧装置
 - ・ ギアボックス制御システムの空気圧装置

第16 項: 燃料

16.1) 燃料の仕様

2019 SpR 第10条 燃料 に従うこと。

2. 2クラス車両技術規則

Fusion Coin SUPER CAR RACE Sporting Regulation 第7条1.2) により参加を認められた車両で下記の何れかに適合していなければならない。

空力装置、その他に変更が有る場合はFusion Coin SCR へ申告し承認を得なければならない。

- 1) Fusion Coin SCR が承認する各インポートメーカーによる技術規定。
- 2) 2009年以前のFIA国際モータースポーツ競技規則付則J項第257条。
(車両重量、エアーストリクター径の指定、空力装置等の調整はFusion Coin SCR によって行われる。)
- 3) Fusion Coin SCR が承認する技術規則

3. 3クラス(GT4/TCR)車両技術規則

Fusion Coin SUPER CAR RACE Sporting Regulation 第7条1.3) により参加を認められた車両でFusion Coin SCR が承認する技術規則に適合していなければならない。

4. 4クラス(MINI CHALLENGE/N1)車両技術規則

Fusion Coin SUPER CAR RACE Sporting Regulation 第7条1.4) により参加を認められ車両で下記の何れかに適合していなければならない。

- 1) MINI CHALLENGE ASIA.2019 JAPAN SERIES 車両規定
- 2) Fusion Coin SCR が承認する技術規則

各クラスへの参加車両は、Fusion Coin SCRが指定するテクニカルフォームを参加申請時に提出しなければならない、Fusion Coin SCR からの要望が生ずる場合公認書、又は車両スペック諸元表等を提示出来なければならない。

各々の規則に関する項目、及び全ての解釈はFusion Coin SCRの判断に基づき大会技術委員長の判定する措置を最終とし一切抗議は認められない。

又、各々の規則による性能に差異が生ずる場合は Fusion Coin SCR により性能調整が行われる。

以上

付則2 決勝レース中のセーフティカー(SCという)運用規定

(FIA国際モータースポーツ競技規則付則H項に基づく運用)

1. SCは、車体の両サイド及びリアに「SAFTY CAR」と表記されルーフに3つのオレンジ回転灯を、車体後部に2つのグリーンライトを備えた車両を使用する。
2. SC導入決定と同時にシグナルタワーを含む全ての監視ポストにおいて、振動表示のイエローフラッグ並びに「SC」と書かれたボードが表示され、SCが活動中は継続提示される。
3. SCはオレンジ灯を点灯させて、ピットレーン出口よりコースインする。コースインは先頭車両の位置に関係なく、即時行なわれる。
4. 全ての車両は、SCの後方に車両5台分の距離で隊列を作って、整列しなければならない。
5. SCの隊列は、以下の例外を除いて、SCがピットに戻った後車両がスタートラインに到達するまで追い越しは禁止される。
 - 1) SCから合図された場合
 - 2) SCがピットレーンを使用している間、指定されたガレージエリアに車両が停車している場合。
 - 3) 明らかに問題を抱えて車両がスローダウンしている場合。
6. SCが活動中、必要以上の減速走行、異常走行、又はいつ何時も他のドライバーへ危険が及ぶかもしれない走行をしてはならない。
7. 競技長から指示があった場合、SCはSCと先頭車両の間にいる車両に対してグリーンライトを使いSCの前に出よう合図する。これらの車両は減速したまま他の車両を追い越したりせず走行を続け、SC後方の隊列につく。
8. SCは、少なくとも先頭車両がその後方につき、残りの全車両がさらにその後方に整列するまで活動を続けるSCの後方についたら、レース先頭車両は車両5台分以内の車間距離で続く。

(再スタートの状況下は除く)残りの車両は出来る限り詰めて隊列を保たなければならない。)
9. 一度SCの後方についた先頭車両がピットインした場合、SCの直後を走行している車両を先頭車両と見做し、SCはピットインした先頭車両を再度後方につけることはない。
10. SCが活動中、競技車両はピットレーンに進入出来る。

ピットインした車両とSC導入時にピットにて作業中の車両は、ピットレーン出口にてグリーンライトが点灯している時のみコースインすることが出来る。

(最終コーナーにSCが確認され、その隊列の最後尾がピットレーン出口を通過する迄はレッドライトが点灯され、コースインは出来ない。)
11. SCの呼び戻しが決定されると、SCはオレンジ灯を消灯し、その周回が終了する時点で

ピットロードに入る。

12. この時点で、SC後方に位置する先頭車両が走行ペースを決定することが出来、必要であればSCとの車間距離を車両5台分以上としても構わない。

SCがピットに戻る迄の間、事故の可能性を回避するために、車上のライトが消灯された地点から、各ドライバーは、加速、減速、又は他のドライバーを危険にさらしたり再スタートを妨げたりする戦術的操作といった異常な行為を行ってはならない。全ての競技車両は追い越すことはなく隊列を維持し一定の速度で走行しなければならない。

13. SCがピットインロードよりコースアウトしたと同時に全ての監視ポストでは、イエローフラッグと「SC」ボードを撤去し、同時にグリーンフラッグが振動表示される。

車両の隊列が、メインストレートを通過する際にグリーンライトが提示される。

但し、スタートラインを越える迄は、追い越し厳禁となる。

14. SCが活動中の各周回は、決勝レース時間として扱われる。
15. SCが活動中に決勝レースが終了した場合、SCは最終周回終了時にピットレーンに入り、競技車両は追い越すことなくトラック上を走行し、そのままの状態ではチェッカーフラッグを受ける。
16. SC後方からのスタート

例外的な状況下では、決勝レースがSCの後方からスタートすることもある。この場合、1分前シグナル迄の何れかの時点でオレンジライトが点灯する。これがドライバーに対してレースがSCの後方からスタートするという合図となる。グリーンライトが点灯されると、SCはグリッドを発ち、全車両がSC後方に車両5台分以内の距離を保ちながらグリッド上でのオーダーのままにそれに従う。フォーメーションラップはなくなり、決勝レースはグリーンライトが点灯した時点でスタートする。

第1周目に限って追い越しが認められるのは、ある車両がそのグリッドポジションから遅れた際に、他の残りの競技車両が著しく遅れをとらないためにその後方の車両が抜かざるを得ない場合にだけである。

出遅れた車両及びSCが先導している周回の途中でスタート順序の位置を保てなかった車両(何れの場合も前車から10車身以上遅れた場合)はポジションを挽回することなく隊列から外れ、その周にピットに入らなければならない。

SC後方の隊列の最終車両がピットレーン終了地点を通過した直後、ピット出口の灯火は緑色になるものとする。ピットレーン上の車両は、その時点でトラックに入り、SC後方の隊列に加わることが出来る。

審査委員会の判断により、最初の周回で不要に他の車両を追越したとされるいかなるドライバーに対してもタイムペナルティが課される。

17. SC活動中にタイムペナルティの執行は中断される。

又、SC活動中にレースが終了し、タイムペナルティを規定通り実行出来なかった場合、タイムペナルティに相当するタイムを競技中に科されたタイムペナルティとする。

付則3「赤旗によるレースの中断及びレースの再開」

1. レースの中断

- 1) 中断の合図(赤旗)が出されたら、追い越しは禁止され、ピット出口は閉鎖される。全車は、赤旗ライン後方のグリッド迄ゆっくりと進み、先頭車両の位置に関わらずスタガードフォーメーションで停止しなければならない。
この時点でのピットインは禁止される。
- 2) コースが閉鎖されたこと等によりグリッドに戻る事が出来なくなった車両がある場合、当該車両はコースが使用可能な状態になり次第それまでの順でグリッドに戻される。
- 3) コース中断中の処置は次の通りとする。
 - a) 計時システムは停止しない。赤旗中断からレース再開迄の時間は競技時間として数えられない。残り時間は公式通知により公示する。
 - b) レースが中断された後(赤旗後)にピットレーンに進入、或いは/又は、グリッドからピットレーンに押し出された車両は、レース再開後(セーフティカー(SCという)退去後)にペナルティが課せられる。
 - c) レース中断の合図が出された時に、既にピットロード入口、或いは、ピットレーンにいた車両については、正規ピットイン車両として自己のピットに停止することが認められ、ペナルティを受けることはない。
 - d) コース・ピットの全ての場所で、作業中の作業を含み、作業は一切禁止(中断)される。再開は 2、レースの再開 9)によって行われる。
ドライバー交替は、交替の為にピットインしていた車両(正規のピットイン車両)に関してのみ認められ、交替後のドライバーの着座が認められる。
尚、「第28条ピットインによる停止時間、及び第43条ハンディキャップ制度による停止時間」を既に消化している車両は、レースの再開でレースに参加が出来る。
但し、停止時間を消化中、又は、未消化の車両は、レース再開後に残り時間或いは、停止時間を消化後レースに再開が出来る。
 - e) グリッド上には、競技役員のみが立ち入りが認められ、競技長の指示があった場合のみ登録されたチーム要員 4 名迄の立ち入りが認められ、以下の作業が許される。
 - ① ドライバーの乗降
 - ② シートベルトの脱着の補助
 - ③ ドライバー無線の装着
 - ④ ドリンクボトル、クールスーツの接続
 - ⑤ 日除け・雨避けカバーの設置

2. レースの再開

- 1) 中断は出来る限り短く保たれ、再開時刻の決定が為されると、直ちにチームにはピット放送等を通じて伝達される。
- 2) レースの再開が決断された時点で、再開「5分前」が『パドック放送』及び『モニター表示』により合図され、再スタートの進行が開始される。
- 3) レースが再開される際の全車両のグリッドは、審査委員会の承認のもと、レースが中断される前の順に配列されるものとし、各車両の位置が特定出来る最終のコントロールライン通過順とする。
- 4) 再スタート先導車のSCは、前記3)により認定される先頭車両の前に配置され、当該先頭車両より前にいる車両は、再スタート3分前の合図と共にオフィシャルの誘導によりエンジンを始動し、コースを一周して順位を入れ替えることなく再スタートの隊列の後尾に付くものとする。
- 5) 赤旗中断時点で正規にピットインしていた車両、及び赤旗提示時にピットロードファストレーンに居た車両、エンジン始動以外の作業を伴わずにファストレーンに出られる車両で、「3分前」の合図が出された時点でピットエンドに整列出来る車両は、前項4)による隊列の更に後尾に着くことが認められる。
- 6) レースはスタートシグナルのグリーンライトを合図にSCの先導により再開される。SCに後続する全ての車両はグリッドを離れ、非競技化された周回でレースが再開される。隊列は、当初のレース先頭車両を先頭にした隊列の後尾に3分前にコースを周回して隊列後尾に着いた車両、更に正規ピットイン車両で3分前にピットアウトできた車両の順番で構成される。
- 7) SC先導による再スタート時に、グリッドからスタート出来ずに遅れてしまったドライバーは、SC後方の車両列の最後尾につかなければならない。2名以上のドライバーが関与した場合には、グリッド順に、隊列の最後尾に整列するものとする。
- 8) SCは、以下の場合を除き、少なくとも1周回後にピットに入る。
 - ① 全ての車両がSC後方でまだ整列されていない場合。
 - ② 更に介入が必要な状況が重ねて発生している場合。
- 9) レース再開のスタートシグナルのグリーンライト点灯を合図に、ピットでの全ての作業再開が許される。
- 10) この周回の間は、FIA 国際競技規則付則H項第2章9.セーフティカー(SC)運用手順2.9.15～2.9.18、が適用される。

MEMO

MEMO